

# 定 款

令和7年2月27日改正

株式会社くろがね工作所

# 株式会社 くろがね工作所定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は株式会社くろがね工作所と称し、英文では Kurogane Kosakusho Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 家具、建具および事務用紙工品の製造ならびに販売
2. 空気清浄、空気調和および冷暖房機器の製造ならびに販売
3. 建築工事、ガラス工事、内装仕上工事、塗装工事、電気工事、電気通信工事、管工事、水道施設工事、鋼構造物工事、板金工事、造園工事、建具工事および機械器具設備工事に関する設計、施工、管理ならびに請負
4. コンピュータハードウェアおよびソフトウェアの開発ならびに販売
5. 不動産の賃貸ならびに管理
6. 前記各号に掲げるものの附帯事業

(本店所在地)

第3条 本会社は本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は550万株とする。

(単元株式数)

第6条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 本会社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を本会社に請求することができる。

(単元未満株主についての権利)

第8条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(自己の株式の取得)

第9条 本会社は会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 本会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は本社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 本社は取締役会を置く。

(取締役の員数および選任)

第20条 本社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名以内とする。

- 2 本社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。
- 3 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 4 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 5 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 本社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長を1名選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役)

第23条 取締役会は、その決議によって相談役を若干名定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに、各取締役に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役および監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行

う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 本会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議の事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役全員がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 本会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対し、通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 本社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第42条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 本会社の事業年度は毎年12月1日に始まり翌年11月30日をもって終わる。

(剰余金の配当等)

第44条 剰余金は毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に配当する。

- 2 前項の剰余金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。未払の剰余金には利息をつけない。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

本会社は、第105回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。